

昭和二十三年政令第三百五十四号

検察審査会法施行令

内閣は、検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第四十八条の規定に基き、この政令を制定する。

第一条 検察審査会の作る書類には、特別の定のある場合を除いては、年月日を記載して検察審査会の名称を表示し、その印章を押さなければならない。

第二条 検察審査会事務官の作る書類には、年月日を記載して署名押印し、所属の検察審査会を表示しなければならない。

第三条 前項の場合には、署名押印に代えて記名押印することができる。ただし、議決書に署名押印する場合には、この限りでない。

第四条 検察審査会、検察審査会事務官が作る書類のうち、市町村の選挙管理委員会、検察審査員候補者（以下「候補者」という。）その他の者に送達、送付又は交付をするものについては、毎葉に契印し、又は契印に代えて、これに準ずる措置をとらなければならない。

第五条 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録（六月一日現在により行われるものに限る。）が行われた日（その日が八月六日以降となるときは、同月五日）現在において選挙人名簿に登録されている者（以下「選挙人名簿被登録者」という。）の員数を、八月十五日までに、管轄検察審査会事務局に通知しなければならない。

第六条 検察審査会事務局長が検察審査会法（以下「法」という。）第九条の規定により候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当てるには、次に定めるところによる。

一 第一群から第四群までの候補者の総員数四百人のうち、まず一人ずつを各市町村に割り当てる。その残員数は、前条の規定により通知を受けた各市町村の選挙人名簿被登録者の数の当該検察審査会の管轄区域内における選挙人名簿被登録者の総数に対する割合に応じて、これを各市町村に割り当てる。この場合において、一人に満たない端数を生じたときは、候補者の総員数が四百人に満ちるまで、端数の大なる市町村から順次に、これを一人に切り上げるものとする。

二 前号の規定により割り当てられた員数の群別を定めるには、市町村ごとに割当総数を四分して、これを第一群から第四群までに分別すること。この場合において、一の市町村の割当総数が四人に満たないとき、及び四分して四人に満たない端数を生じたときは、これを各別に第一群から第四群までのいずれかの群に属させるものとする。

三 やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかるわらず、適当な標準によって割り当てることが可能である。市町村の選挙管理委員会は、当該市町村を管轄区域とする検察審査会が二個以上ある場合において、法第十一条第一項の規定により候補者の予定者を選定するときは、同一人を二個以上の検察審査会の候補者の予定者に選定してはならない。

第七条 削除 検察審査員候補者名簿は、別記第一様式によつて各群別に調製しなければならない。

第八条 削除 検察審査員候補者名簿は、別記第一様式によつて各群別に調製しなければならない。

第九条 検察審査員候補者名簿は、別記第一様式によつて各群別に調製しなければならない。

第十条 法第十三条第一項の規定により検察審査員及び補充員を選定するには、検察審査員、補充員の順に行わなければならぬ。

第十一条 検察審査会事務局長は、検察審査員及び補充員を選定したときは、選定録を作り、かつ、別記第三様式によつて検察審査員及び補充員名簿を調製しなければならない。

第十二条 法第八条第一号から第八号までに掲げる者又は同条第九号に規定する事由に該当する者が検察審査員の職務を辞そうとするときは、書面で申し出なければならぬ。

第十三条 検察審査会事務局長は、法第十八条第一項又は第二十五条第二項の規定により補欠の検察審査員又は臨時に検察審査員の職務を行う者を選定する場合において、補充員のうち、死亡し、若しくは衆議院議員選挙権を有しなくなつた者があるとき、又は法第五条各号若しくは第六条各号のいずれかに該当するに至つた者があるときは、あらかじめ、当該補充員を選定者から除かなければならぬ。臨時に検察審査員の職務を行う者を選定する場合において、補充員のうち、禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴されまだその被告事件の終結に至らない者があるとき、又は当該会議期日に出頭しない者があるときは、当該補充員についても同様とする。

第十四条 削除 第十八条の四の規定は、前項の規定による申出があつた場合について準用する。この場合において、同条中「候補者」とあるのは「検察審査員」と、「第十二条の三各号に掲げる者」とあるのは「第八条第一号から第八号までに掲げる者又は同条第九号に規定する事由に該当する者」と読み替えるものとする。

第十五条 検察審査会長は、法第十八条第一項又は第二十五条第二項の規定により補欠の検察審査員又は臨時に検察審査員の職務を行う者を選定されたときは、その選定に立ち会つた検察審査会事務官は、選定録を作らなければならぬ。

第十六条 検察審査員及び補充員に対する募集状は、送達する。ただし、募集状の送達を受けた者に対するその後の募集状は、検察審査会長が相当と認める方法によつて発することができる。前項本文の送達については、民事訴訟に関する法令の規定中送達に関する規定（公示送達に関する規定を除く。）を準用する。ただし、裁判所書記官に属する職務は、検察審査会事務官が行う。

第十七条 検察審査員及び補充員に対する募集状の送達の日又は前条第一項ただし書の規定により検察審査員及び補充員に対し募集状を発した日から五日を経過した日と検察審査会議期日との間には、少なくとも五日の猶予期間をおかなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

第十八条 法第三十一条に規定する申立書には、左に掲げる事項を記載し、申立人は、これに署名押印しなければならない。但し、被疑者の年齢、職業及び住居、不起訴処分の年月日並びに不起訴処分をした検察官の氏名が明らかでないときは、これを記載することを要しない。

一 申立人の氏名、年齢、職業及び住居	四 出頭の年月日時及び場所
二 申立人が告訴、告発又は請求を待つて受理すべき事件についての請求をした者であるときは、その旨	五 証人が検察審査会の呼出に応じない旨
三 被疑者の氏名、年齢、職業及び住居。但し、氏名が明らかでないときは、被疑者を特定するに足りる事項	六 審査補助員を解嘱したときは、検察審査会は委嘱書を作成し、これを本人に交付するものとする。
四 申立人が告訴、告発若しくは請求を待つて受理すべき事件についての請求をした被疑事実又は申立人を被害者とする被疑事実の要旨	七 不起訴処分をした検察官の氏名及び官職。但し、官職が明らかでないときは、その所属検察
五 不起訴処分の年月日	八 申立の年月日
六 不起訴処分をした検察官の氏名及び官職。但し、官職が明らかでないときは、その所属検察	九 申立書を提出すべき検察審査会の名称
七 不起訴処分を不当とする理由	十 前項の申立書には、審査に必要と考へる被疑事件関係者の氏名及び住居を記載し、且つ、審査に必要と考へる資料を添附することができる。
八 申立の年月日	十一 第十九条 管轄検察審査会が二個以上ある場合において、一の管轄検察審査会が審査の申立てを受理したときは、当該検察審査会の事務局長は、次に掲げる事項を他の管轄検察審査会に通知しなければならない。ただし、不起訴処分の年月日及び不起訴処分をした検察官の氏名が明らかでないときは、これらの事項については、通知することを要しない。
九 申立書を提出すべき検察審査会の名称	十二 申立て人及び被疑者の氏名。ただし、被疑者の氏名が明らかでないときは、被疑者を特定するに足りる事項
十 前項の申立書には、審査に必要と考へる被疑事件関係者の氏名及び住居を記載し、且つ、審査に必要と考へる資料を添附することができる。	十三 申立て書に記載された被疑事実の罪名
十一 第二十一条 同一事件について二個以上の管轄検察審査会に審査の申立てがあったときは、最初に申立てを受理した検察審査会においてこれを審査する。	十四 申立ての受付の年月日
十二 第二十二条 管轄検察審査会が二個以上ある場合において、一の管轄検察審査会が前条の規定により申立ての移送を受けたときは、その移送を受けた時に、審査の申立てを受理したものとみなす。	十五 第二十三条 檢察審査会は、同一事件について数個の審査の申立てを受理したときは、これを併合して審査しなければならない。
十三 第二十四条 第十六条の規定は、証人に対する呼出状について準用する。	十六 第二十五条 証人に対する呼出状の送達と出頭との間には、少くとも二十四時間の猶予期間をおかなければならぬ。但し、急速を要する場合は、この限りでない。
十四 第二十六条 法第三十七条第二項の規定により証人の召喚を請求するには、裁判所に対し、左に掲げる事項を記載した書面を提出し、且つ、第五号に掲げる事由があることを認めるに足りる資料を示さなければならない。	十七 第二十七条 法第二条第一項第一号に規定する事項に関する会議録は、事件ごとに作らなければならぬ。
十五 一 証人の氏名、年齢、職業及び住居 二 被疑者の氏名。但し、氏名が明らかでないときは、その旨 三 被疑事件の罪名	十八 第二十八条 法第四十条に規定する議決書には、次に掲げる事項を記載し、検察審査会長及び検察

一 証人の氏名、年齢、職業及び住居 二 被疑者の氏名。但し、氏名が明らかでないときは、その旨 三 被疑事件の罪名	十九 第二十九条の二 審査補助員を解嘱したときは、検察審査会は委嘱書を作成し、これを本人に交付するものとする。
四 各課に課長を置く。課長は、検察審査会事務官の中から、最高裁判所が命ずる。	二十 第三十一条 各課に課長を置く。課長は、検察審査会事務官の中から、最高裁判所が命ずる。
五 課長は、上司の命を受けて、課務をつかさどる。	二十一 第三十二条 各課に課長を置く。課長は、検察審査会事務官の中から、最高裁判所が命ずる。
和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	二十二 第三十三条 各課に課長を置く。課長は、検察審査会事務官の中から、最高裁判所が命ずる。
法第四十七条の規定は、この政令の適用について準用する。	二十三 第三十四条 各課に課長を置く。課長は、検察審査会事務官の中から、最高裁判所が命ずる。
附 则	二十四 第三十五条 各課に課長を置く。課長は、検察審査会事務官の中から、最高裁判所が命ずる。
この政令は、公布の日から施行する。	二十五 第三十六条 各課に課長を置く。課長は、検察審査会事務官の中から、最高裁判所が命ずる。

附 則 (昭和二四年一月二九日政令第三〇号) 抄
 この政令は、公布の日から施行する。但し、この政令施行前にした手続の効力を妨げない。

附 則 (昭和二五年四月三〇日政令第一〇六号)
 この政令は、昭和二十五年五月一日から施行する。

附 則 (昭和二六年三月一日政令第三五号)
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年八月一五日政令第二八六号) 抄
 (施行期日)

第一条 この政令は、昭和四十一年九月三十日から施行する。
附 則 (平成六年一月一八日政令第三六三号)
 この政令は、平成七年一月一日から施行する。

第一条 この政令は、昭和四十四年七月二十日から施行する。
附 則 (平成六年一一月一九日政令第三三三号)
 この政令は、平成七年一月一日から施行する。

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律 (平成九年法律第二百二十七号) の施行の日
 (平成十年六月一日) から施行する。

第一条 この政令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律 (平成十一年法律第八十七号) の施行の日 (平成十二年四月一日) から施行する。

第一条 この政令は、平成二十年七月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日 (平成二十一年五月二十一日) の前日までの間における第一条(前条ただし書に規定する改正規定に限る。)の規定による改正後の検察審査会法施行令(次項において「新令」という。)第十二条の規定の適用については、同条中「第八号」とあるのは「第四号」と、「同条第九号」とあるのは「同条第五号」とする。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (平成二十一年五月二十一日) の前日までの間における新令第十五条の二の規定の適用については、同条中「第十二条の六から第十三条まで及び第十八条の二」とあるのは、「及び第十二条の六から第十三条まで」とする。

別記第一様式
(第六条関係)

別記第一様式（第六条関係）

年 第 群 檢察審査員候補者予定者名簿

年 月 日

郡（市）町（村）選挙管理委員会

市町村コード	番号	氏名	住所	生年月日

別記第二様式
(第八条関係)

別記第二様式（第八条関係）

年 第 群 檢察審査員候補者名簿

年 月 日

検察審査会事務局長

番号	市町村コード	選挙管理委員会ごとの通し番号	氏名	住所	生年月日

別記第三様式（第十一條関係）

年 第 群 檢察審査員及び補充員名簿

年 月 日

検察審査会事務局長

年 月 日選定

番 号	検察審査員 又は 補充員の別	氏 名	住 所	生年月日	備 考
